

第18回豊の国ねんりんピック

高齢者のスポーツと文化の祭典「第18回豊の国ねんりんピック」が10月7日(日)、大分市の大洲総合運動公園などで開かれました。国東市からは、ゲートボールや野球、囲碁、ミニバレーボールなど8種目に95人が参加。各種目で日ごろの練習成果を發揮して熱戦を展開しました。

なお、ゲートボールで「重藤」(国東町)が見事優勝。また、囲碁・還暦軟式野球・ミニバレーボールが3位に入賞しました。

ゲートボールで優勝した重藤チームの皆さん▶



恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆様へ

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者、戦後、ソ連やモンゴルに強制抑留された者、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げられてこられた者の「ご本人」に、あらためて慰藉の念を表すため、内閣総理大臣名の『特別慰労品』を贈呈しています。

過去に内閣総理大臣名の書状等を受けた方、書状を受ける資格があったにもかかわらず、請求されていない方も対象です。

請求書は国東市福祉事務所又は各総合支所地域市民健康課福祉係の窓口にあります。

請求期間は平成21年3月31日までとなっています。

なお、資格要件など詳しくはお問い合わせください。

独立行政法人平和祈念事業特別基金

無料電話

0120-234-933(月～金、9:15～17:15 土日休)

ホームページ

<http://www.heiwa.go.jp>

請求、問い合わせ

国東市福祉事務所福祉対策課総務係…☎0978②5164

国見総合支所市民健康課 福祉係…☎0978⑧1112

武蔵総合支所市民健康課 福祉係…☎0978⑧1112

安岐総合支所市民健康課 福祉係…☎0978⑦1114

戦没者等の遺族の皆様へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第8回特別弔慰金)の請求期限が平成20年3月31日までとなっています。

支給の対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による優先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

1. 平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
(戦没者等と生計関係を有していなかった方、平成17年4月1日において婚姻により姓が変わっている方又は遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。)
4. 上記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
5. 上記1から4以外の三親等内の親族
(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。)

支給内容

額面40万円、10年償還の記名国債